

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 2

編輯部報情閣内

# 報 週

號日三十二月八

時局下の海運

歐洲大戰と食糧政策  
 團體郵便年金と定期年金  
 事變下の南洋  
 メキシコを繞る石油問題

第一四九號

昭和十二年十月十一日第

昭和十四年八月二十二日發

（毎週一回水曜日發行）

五錢

週 報

昭和十二年十月十一日第

昭和十四年八月二十二日發

（毎週一回水曜日發行）

内閣印刷局印刷發行



三 SANKYO 共

## 疲勞恢復に ビタミンB劑 オリザニン

運動や勞務によつてビタミンBが大量に消費され、その結果體内に乳酸が蓄積し之が疲勞の原因となります。オリザニン(ビタミンB)の補給はこの原因發生を防ぎ疲勞を防止します。スポーツ、勉強、執筆等に當り應用されます。説明書進呈 50錠 ¥1.20

東京池田日本橋區本町 三共株式會社

(判LA51格規定國はる大の書本)

# 持場へ全力 興亞へ総力



露光量違いにより重複撮影

## 目次 (八月十二日)

- 時局下の海運 遞信省
- メキシコを燃る石油問題 外務省情報部
- 事變下の南洋諸島 南洋廳
- 國體郵便年令と定期平金の償還 保監院
- 歐洲大戦と食糧政策 農林省
- 甚勲の頁
- 最近公布の法令

### 八月十二日(土)

ソ連の目撃された労働者契約に關し、ソ連の財政と内容に事實を述べ、く至關してあると外務省情報部より發表。わが方では外務省、海軍、海軍工廠の省長官を招き、重要閣議を行ふ。八月一日に採集された高千穂百八十五萬石と發表。昨午より第一分隊、ヒトリ、陸軍、ルヒテス、ガイン山莊、チノ、伊州と會談。

### 八月十三日(日)

八月十三日、駐米大使館に於て、ソ連の財政と内容に事實を述べ、く至關してあると外務省情報部より發表。わが方では外務省、海軍、海軍工廠の省長官を招き、重要閣議を行ふ。八月一日に採集された高千穂百八十五萬石と發表。昨午より第一分隊、ヒトリ、陸軍、ルヒテス、ガイン山莊、チノ、伊州と會談。

### 八月十四日(月)

八月十四日、駐米大使館に於て、ソ連の財政と内容に事實を述べ、く至關してあると外務省情報部より發表。わが方では外務省、海軍、海軍工廠の省長官を招き、重要閣議を行ふ。八月一日に採集された高千穂百八十五萬石と發表。昨午より第一分隊、ヒトリ、陸軍、ルヒテス、ガイン山莊、チノ、伊州と會談。

### 八月十五日(火)

八月十五日、駐米大使館に於て、ソ連の財政と内容に事實を述べ、く至關してあると外務省情報部より發表。わが方では外務省、海軍、海軍工廠の省長官を招き、重要閣議を行ふ。八月一日に採集された高千穂百八十五萬石と發表。昨午より第一分隊、ヒトリ、陸軍、ルヒテス、ガイン山莊、チノ、伊州と會談。

### 八月十六日(水)

八月十六日、駐米大使館に於て、ソ連の財政と内容に事實を述べ、く至關してあると外務省情報部より發表。わが方では外務省、海軍、海軍工廠の省長官を招き、重要閣議を行ふ。八月一日に採集された高千穂百八十五萬石と發表。昨午より第一分隊、ヒトリ、陸軍、ルヒテス、ガイン山莊、チノ、伊州と會談。

### 八月十七日(木)

八月十七日、駐米大使館に於て、ソ連の財政と内容に事實を述べ、く至關してあると外務省情報部より發表。わが方では外務省、海軍、海軍工廠の省長官を招き、重要閣議を行ふ。八月一日に採集された高千穂百八十五萬石と發表。昨午より第一分隊、ヒトリ、陸軍、ルヒテス、ガイン山莊、チノ、伊州と會談。

### 八月十八日(金)

八月十八日、駐米大使館に於て、ソ連の財政と内容に事實を述べ、く至關してあると外務省情報部より發表。わが方では外務省、海軍、海軍工廠の省長官を招き、重要閣議を行ふ。八月一日に採集された高千穂百八十五萬石と發表。昨午より第一分隊、ヒトリ、陸軍、ルヒテス、ガイン山莊、チノ、伊州と會談。

### 今週の暦

八月二十五日少年隊車兵訓練開始

# 持場へ全力 興亞へ総力



露光量違いにより重複撮影

## 週刊 辛辰

目次 (八月十三日 第一四九號)

時局下の海運 選 信 省 二  
メキシコを揺る石油問題 外務省情報部 一五  
事變下の南洋群島 南 洋 廳 三  
團體郵便年金と定期年金の創設 保 險 院 七  
歐洲大戦と食糧政策 農 林 省 三  
精勵の頁…………… 四  
最近公布の法令…………… 内閣官房庶務課 四三

八月十二日(土)  
 △十一日締結された労働協約に關し、ソ聯國の發表した内容は事實を著し、空曲し、おると外務省情報部より發表、わが方では外務、海軍、海軍、前工の各省聯合會を開き、重要協約を行ふ。  
 △軍事使節團、委員發令さる。▽農林省八月一日内地米穀現在高一千九百八十五萬石と發表、昨年より一割一分減。▽ヒトラー總統ベルヒスガーター山莊でチアノ伊外相と會談。

八月十三日(日)  
 △スペイン駐劄イタリ大使にカンパ將軍任命。▽國際聯盟ダンヒ高松委員ブルクハート氏突如ベルヒスガーター山莊でヒトラー總統と會見、ダンヒと問題につき懸念をとな。

八月十四日(月)  
 △日英會談現地軍代表引揚、東京會談に断乎引上げを決定し、軍代表武蔵少將は、太田中佐、八田少將少佐を特別、午前六時羽田飛行機で現地へ歸還し。

八月十五日(火)  
 △商工省の投資案、買付案を一體とする南洋群島の一先編本日より實施。

八月十六日(水)  
 △英領國境附近に新作戦、わが軍英領香港と支那廣東との國境に近い寶安附近に、午前一時軍部上陸、陣竹の進軍をつぎ、九線の要衝を占領し、英の防路を断つ。▽ドイツの獨逸三番機、時十五分、野の名士歡迎に羽田空着。▽臨時滿洲拓務會第一回開會、官邸に開催、女子拓民の獎勵案要議さる。

八月十七日(木)  
 △税關委員會第三小委員會に大藏省より稅制改正案を附議。▽杉山北支軍最高指揮官、英もし、協定を示せば代表再選選を要するに答でない、旨聲明。▽レーキー駐日英大使外務省に加緊公使を防れ、四度目の會談期方を申入れられたに對し、わが方嚴重警告す。

八月十八日(金)  
 △伏見宮博恭王妃殿下歸去。▽日英會談、レーキー、加藤公使會見、英國、法幣問題除外を協議、わが方拒絶、英、方英國ロンドンで軍需契約を發す。▽厚生省人口問題研究所初期議で決定。

今週の曆  
 △八月二十五日少年隊兵團會場切



# 時局下の海運

遞 信 省

「今や勝敗は二にも船 三にも船」  
これはかの歐洲大戦の最中、英國の海運が混亂の極に達し、その整備の急に迫られたとき、英首相ロイド・ジョージが議會で演説した有名な言葉であるが、當時英國が如何に船運の必要に迫られたか、戰爭に海運の重要性を物語る至言であらう。

## 一時局下に於ける海運の使命

日本は今、興亜の大業、完遂のために國家の總力を舉

るといふ意味ではないが、以て他山の石として時局下の海運問題について認識を新たにする必要があり、そのためにあくる一々の内容は次の通りである。

一、時局下に於ける海運の使命 二、海運對策の概要 三、積極的助長方策の實施 四、東亞海運株式會社の設立

る。

そも、海運の機能はどこにあるか、それは大體三つに分けて考へることができると思ふ。第一は貿易助長機關、即ち輸送手段としての海運、第二は運賃收入による外貨獲得手段としての海運、第三は國防上の要請としての海運である。これらの機能は平時に於ても、一國經濟の伸張力として國家經濟上極めて重要な使命を有することは、こゝに改めて説くまでもないが、戰時にあつてはその役割はいよゝ重く且つ大きいのである。

およそ近代戦は物資戰といはれる位で、物資の移動がはげしく、従つて海上輸送力の確保は戰勝目的のための絶対要件である。しかもそれは軍需品だけのためではない。實に戦後國民生活安定のためにも必要なのである。殊にわが國のやうに資源が乏しく、鐵・石油等大部分を海外に仰がねばならない國では、その必要は更に大で、船舶量の増大、海運の確保といふことは、また一面、目下實行しつゝある物動計畫、生産力擴充計畫を完全に遂行するためにも重要な問題である。

次に外貨獲得と海運について考へてみよう。

古くから貿易は國旗に従ふといふ言葉がある。貿易の躍進には自國商船隊にまつのが得策であるが、わが海運界のやうに、對外貿易の約七割以上を日本船で輸送してゐる現状では、海運は貿易に依存してゐるだけではない。充分である。海運は獨自の立場から、例へば東洋から歐洲へ送る穀物の輸送に當るといふやうに、外國港間貿易、國際貿易への出稼ぎ獲得に努力する必要がある。

そしてこの海運運賃はいはゆる「無形の輸出」、即ち貿易外收入としてわが國の國際收支に貢獻してゐるわけである。その金額が平時に於ても一年に約三億圓、輸入超過國であるわが國としては望ましいことであり、殊に戰時輸入資材が増加するときに當つては、この購入代價の充足、金準備の充實のため、この外貨獲得は戰時財政上の緊急な要求であり、この意味からも海運の振興に迫られるのである。

第三の海運の國防上の機能については、多言を要しないであらう。船舶が軍隊と軍需品の輸送に重大使命を擔ふ

ばかりでなく、船舶そのものが軍務に従事することもあり、船舶量は国防兵力の一要素として極めて大きな働きもすることができるのである。

★  
かく戦時下に於ける海運の重要性は極めて高いものである。試みに歐洲大戦に於ける歴史をひもといてみよう。

戦争の進展に伴ひ、各交戦國は船腹の不足に悩まぬい、海運の重要性をしくしく痛感したのである。軍隊、軍需品の輸送は日ましに増加する、一方國內への原料品や食糧品はどしどし必要になつてくるのに、船舶はだんだん損傷し、不足する。英國など、ドイツの商船襲撃にあつて、海上輸送を根本から脅かされた。

現在のわが國の實情は、交戦大陸と結ぶ西太平洋の制海権は全くわが海軍の制壓の下にあり、大いに力強い次第であるが、今度の戦争が大陸で行はれてゐる點と、更に新東亞の建設が、大陸を舞臺として行はれ遂行され

要緊なるものがあるのである。

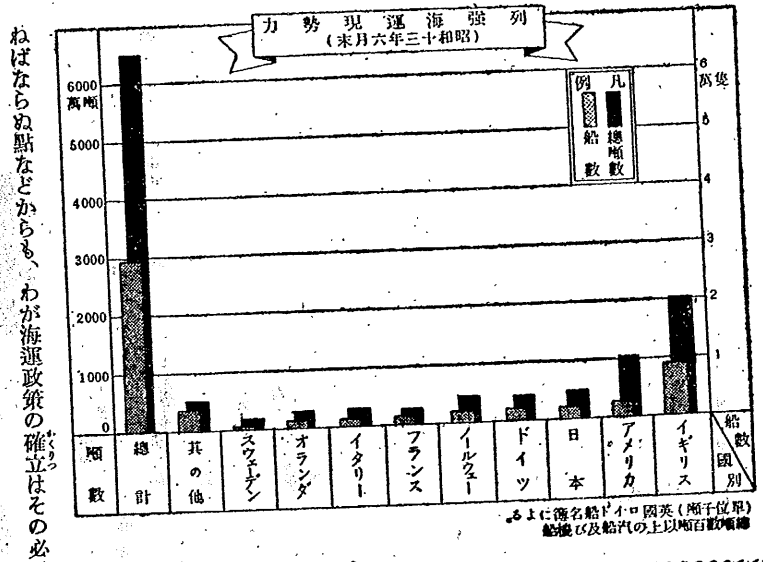
## 二 海運對策の概要

いま述べたやうに、時局下の海運はきはめて重要な使命を擔當し、その運営の如何は、直ちにわが國戰時經濟活動の全般に影響するところ甚大である。従つてわが海運をしてよく時局に對應し、その國家的使命の完遂に遺憾なきを期せしめるためには、總力をあけて戰爭目的に動員するやう、國家で適正な指導監督を加へる必要があることはいふまでもない。

以下時局下に於ける海運體制整備方策の主なるものにつきたいを述べることとしよう。

### 一 臨時船舶管理法の制定

わが海運は明治維新以來飛躍的發展を遂げ、多數の先進海運國を凌駕して今や英米とともに、世界三大海運國たるの地位を確保してゐる。ことに先年來實施された政府の種々なる海運助長方策は、ますます業界に積極的經



營の構運を高め諸外國に少からざる脅威をあたへてゐるのである。

かやうな状況の下に今次事變に際會し、多量の優秀なる船腹を迅速に軍事目的に提供して、作戦行動に支障なからしめるとともに、他面、一般物資輸送の圓滑を圖つて産業の維持伸張、國民生活の安定に多大の貢獻をなしてきたのであつた。過ぐる日清、日露の兩役に、軍事上必要とする船腹にさへ事欠く状態で、多量の外國船腹を備船し、辛うじて所要を辨じた事實を想起すれば、わが海運の躍進のまことに顯著なことを認めざるを得ないのである。

しかしながら、およそ戰時事變に通有である急激な船腹の需要増に對應しうるやうな海運力を、平時から準備することは殆んど不可能といつても過言ではない。即ち、戰時下に於ては海上の交通運輸の系統並びにその輸送量の急激な増大は、勢ひ配船の偏在、船腹供給の不圓滑を惹起させ、運賃・備船料の昂騰を招いて海運界に混亂を起させる恐れがないではない。



そこで政府はさきに第七十二帝國議會で「臨時船舶管理法」を制定し、わが海運界をして時局下に於て重要物資の輸送、物價の調整、對外航權の維持など國家の希望する方向に遺憾なくその使命を遂行せしめようとする體制を整備したのである。

## 二 運賃及び配船統制

いふまでもなく、海上輸送運賃は物價構成の重要な要素をなすものであつて、時局下の低物價政策に對應するためには極端な營利主義、個人主義に基づく運賃備料の急騰を抑制せねばならないことは論をまたない。「臨時船舶管理法」はかやうな政府の意向を明らかにしたのであるが、元來、海運のやうな複雑多岐な産業の統制は甚だ困難なものであつて、もし政府の指導の下に完全な自主的統制が行はれるならば、これは出来るだけ實情に即し、企業の生活力と發展力を阻害することなく、所期の目的を収めることが出来て、極めて有効適切な方策であることに違ひない。

かうした指導精神はよく民間業者に反映し、事變勃發と同時に、わが國主要海運業者間に「海運自治聯盟」といふ自治統制團體が結成され、わが國を中心とする主要運賃及び備料について、規律ある自治統制が行はれたのであつたが、この自治團體が漸次加盟者を擴大し、昨年四月には殆んど全日本の有力海運業者を含む「海運自治統制委員會」にまで發展した。

爾來、同委員會は政府の指導の下に各種運賃並びに備料について標準料率を決定發表するとともに、その嚴重な動行に、つとめ、また、數回標準料率を引下げて、低物價政策遂行の上に少からず寄與したことは何人も認めないわけにはゆかぬだらう。

ところがこの海運自治統制委員會が今日まで執つてきた統制の目標は、専ら運賃並びに備料の上におかれた。つまり、その統制方針は價格統制中心主義を以て進んできたのであつたが、戰時海運統制の基本的役割は重要物資の輸送を海上輸送能力の範圍内で、最高度に實現すべき點にあることはいふまでもない。

ところが事變がいよいよ新東亞建設の段階へと進んだので、近海に於ける鑛石、石炭など時局關係物資の荷動きの急増に伴つて、必需物資は何をおいても優先的にその輸送の確保を期し、物資動員計畫及び生産力擴充計畫、その他諸般の國策遂行上必要な船腹の需給調整を企圖することが必要となり、從來の價格中心主義の統制を以てしてはもはや充分な効果を期待することが困難になつた。

即ち戰時經濟國策の遂行、つまり物資動員並びに生産力擴充の兩計畫を遂行するための重要物資は、その所要量を所要期間内に指定の場所に輸送することを絶對的に必要とされるのであつて、その物資の品目、數量、期日を決定し、これに對應してその輸送を円滑ならしめるため船舶の計画的配給の確立を圖らねばならぬ重大轉換期に臨むに至つたのである。

こゝに海運統制は新たな段階、即ち價格統制から配給統制にまで一歩を進め、價格、配給兩面の統制によつて戰時下海運の重要使命を完うせねばならぬ時機に立ち

到つたとともに、その餘力はあけて對外航路の伸張に振り向け、外國間航路に於ける積極的な活動と相まつて外貨運賃の獲得に努力することが、いよいよ緊切な必要性を伴つてわが海運界に要請されることとなつたのである。

かくて今やわが海運界の統制方針は客觀的事情の變化によつて、強力な統制機構を要望するに至り、近く從來の自治を揚棄して官民協力體制への移行を見んとするに至つてゐる。

## 三 船腹確保方策

さて事變下に於ける本邦船舶の現勢を見るに、總噸數百噸以上の船舶は、事變勃發直前の昭和十二年六月末現在に於て、一、九六三隻、總噸數四、三八二、八八四噸であつたものが、一年後に於ては五百萬噸を突破し、更に本年六月末に至つては實に隻數に於て一、三二五隻、噸數に於て五、五五五、八〇一噸といふ數字を示したのである。即ち、事變勃發以來二年間に約四百隻、百二十萬噸の

船腹を増大せしめたのである。

内地汽船噸數別一覽表 (登簿のもの)

年次	船數	噸數
昭和九年末	五、五五五	一、七〇八
昭和十年末	五、七〇二	一、七六四
昭和十一年末	六、〇三三	一、八三三
昭和十二年末	六、三〇七	一、九〇七

勿論二ヶ年の短時目としては相當の増加といはれやうが、これが長期連戦下の現狀に於て遂行された點に於て、更に一層大なる意義が見出されねばならない。しかもなほ本邦船腹の擴充政策に呼應して、船主は定期船と不定期船とを問はず、いづれも旺盛な造船熱を示した。

このことはいふまでもなく、時局の進展はいよいよ東亞新秩序建設の段階に入り、日滿支相互間乃至はこのブロックと諸外國を結ぶ航路に於て、中心的勢力となるものは、本邦海運でなければならぬとする確信から出たものであつて、政府に於てもこの機運を促進せしむべく

萬全の方策を考慮しつゝある次第である。

しかしながらたゞ茲に遺憾なのは造船に當つては何分にも膨大な資材を必要とする關係上、これを充分圓滑に調達し難いことであつて、注文船は何れも多少の遅延を餘儀なくされつゝある狀況であるが、これがためには「船舶用品供給調査協議會」が設置され、關係各方面協力のもとに資材の圓滑な供給方に關し遺憾なき方策を講じつゝある。かつ又動もすれば昂騰せんとする船價の低減を圖るため、材料の共同注文、材料の種類、規格の單純化等を行はしめ、以て材料の廉價供給方の實現を圖ると共に一方、標準型船の選定を行はしめ設計の簡易化、工事期間の短縮、材料鑄造品の共通化等を行つてゐるのである。

#### 四 船員の供給対策

右に述べたやうに、最近に於ける船腹の激増と、船舶運航の幅員によつて船員の需要もまた急激に増加したので漸くその供給は不足をみるに至つた。海運體制整備の

ためには物的資源たる船舶を確保すると共に、人的資源たる海員の優秀化と需給の圓滑を圖ることが必要なことはいふ迄もないことで、これがため、高級船員の臨時養成、小型船船員の養成等に關し、應急措置を講ずると共に船員職業機關を擴充して積極的に船員の募集を行はしめ、その遺憾なきを期してゐる次第である。

#### 三 積極的助長方策の實施

かやうに戦時體制下に於ける本邦海運をしてその本来の使命を達成せしめるため、各般の措置が講ぜられつゝあるのであるが、刻下の情勢に即應してわが海運が各方面の要望を充足し、時局下に於ける國家經濟の遂行に遺憾なくその全力を發揮するためには、單に戦時下海運の非常時對策としての消極的施策の實施のみに止まるべきでなく、進んで之を整備擴充すべき新らしき日本海運建設のための積極的方策を確立すべきである。即ちまづ優秀にしてかつ低廉な船舶の建造を促進して、船腹の擴充と航權の伸張を圖ると同時に、他方海上交通運輸を調整し

て、諸般の産業政策の遂行を遺憾なからしめなければならぬ。こゝに於て政府は、第七十四議會に「船舶建造融資補給及損失補償法」、「造船事業法」並びに「海運事業法」の三法案を提出しその協賛を経たのであつた。右三法律の制定理由と内容を概説すれば次の通りである。

#### 船舶建造融資補給及損失補償法

凡そ産業の振興を圖るには、資金供給の圓滑を期することが第一條件であつて、金融施設は産業伸張の根幹を培養するものといつても過言ではない。ところで、荷も海運立國を國是とするわが國の船舶金融に關する諸般の施設は、遺憾ながら諸外國に比べて甚だしく遜色がある。

政府でも早くから海軍金融施設の必要を認め、昭和五年以降、豫算外國庫の負擔となるべき契約により政府より補給金を支給して、低利の造船資金の貸付を行はしめてきたのであるが、未だ躍進途上にある本邦海運の必

要に伴はない憾みがあつた。

本法律はわが海運界が多年要望してきた海事金融制度を確立し、低利且つ潤澤なる資金を供給して船舶建造を計画的に實行せしめるとともに、併せて船價の低減を期し、本邦海運の根柢を確立せんとする趣旨に出たものであつて、今後十ヶ年間、船舶建造資金の融通をなす金融機關に對し、帝國議會の協賛を経た範圍内で補給金を支給し、且つ金融機關が融通によつて受けた損失の百分の七十を補償する契約をなしうる權限を政府に付與したもので、今後十ヶ年間、毎年海運界の實情に適應した資金の供給をなし、業者をして計畫的な船舶建造を行はしめんとするに至つたものである。

造船事業法

わが國造船事業は、業者多年の苦心經營と政府の直接または間接の保護助成施設とによつて、著るしい進歩發達をとげ、今日では相當の造船能力と技術とを有し、世界有數の造船國たる地位を占めるに至つた。しかし乍ら、

くはならず、また造船技術の發達の見地からしても、到底現状の儘に放置することを許さぬものといはねばならぬ。

第一に、わが國の造船事業は綜合工業としての造船能力に調整を欠き、殊に關係附屬工業の製造能力は不足してゐる。

第三に、わが國の造船技術は海外主要造船國の平均水準には達しえたものと見ることができ、獨創性に乏しいことは大なる缺點であり、毎年外國に多額の特許權使用料を支拂つてゐる實情である。

第四に、新造船價低減のための積極的施設を缺いてゐることである。現在わが國の新造船價が、諸外國に比べ相當不廉であることは、最近の造船用諸材料の價格の昂騰、その他種々の事情がその原因をなしてゐるのであるが、速かに新造船價の低減を圖り、今後の船腹擴充に備へることは最も急務を要する所である。

わが國造船事業は相當の進歩發達を遂げたといへ、なほこのやうな幾多の缺點の存することを否み難い。事

從來の沿革並びに現況から事業全般について充分の検討

列國造船數

國	噸數		噸數	
	昭和12年	昭和2年	昭和12年	昭和2年
日本(内地)	180	10	451,121	42,850
イギリス	247	400	934,702	1,256,128
ドイツ	174	105	435,606	259,622
アメリカ合衆國	128	60	289,448	179,218
オランダ	112	68	183,600	119,700
スウェーデン	88	18	161,008	67,801
デンマーク	20	20	181,411	72,038
ノルウェー	88	12	41,988	5,868
フランス	0	22	26,544	44,885
イタリア	0	25	21,918	101,076
ベルギー	17	8	17,071	4,693
其他諸國	51	89	46,252	108,701

[註] 噸數百トン以上 英國ロイド船名録による

を加へるときは、なほ幾多の缺陷をもち、決して満足すべき状態にあるとはいひ得ない。即ちまづ

第一に、造船事業は海運界の消長により、その繁栄盛衰が極めて激しく、事業經營の基礎が甚だしく不安定なことがあるが、この缺點は、造船能力が一朝有事の際に於ける國防上の要求に對應しうる弾力性あるものでな

變の長期戦化に伴ひ今後の新段階に對應するため、わが國商船隊の整備擴充が焦眉の急務とされるとき、わが國造船事業に於ける如上の缺陷を根本的に補正することは、刻下喫緊の要事といはなければならぬ。

次に本法の要旨について簡単に説明すれば、

第一に、造船事業を許可事業とし、これに伴ふ適切な指導監督を行ふとともに、その濫立を防止して事業の堅實なる發達を期することとした。

第二に、土地の收用及び使用並びに資金調達上の便宜を與へて、將來の生産力擴充に支障なからしめた。

第三に、造船事業の現狀に即應し、造船技術の向上と優秀經濟船の廉價製造の途を確立するために、試作獎勵金の交付、國産品使用の獎勵、推進性能試験の勵行または規格の統一に關する規定を設けた。

第四に、事業經營の基礎を強固にするため、造船事業に屬する設備の強制償却に關する規定を設けるとともに、他面、不況時に於ける事業の維持救済を圖るため、造船事業者または造船注文主に對し、豫算の範圍内で建



補助成金を交付しうることとした。

第五には、造船事業者の自治的協力により事業の改良發達を圖るため、造船組合に關する規定を設けた。

#### 海運組合法

海運のやうな複雑な産業の統制は甚だ困難な問題であつて、これがためには強力な規律ある團體が必要なのであるが、今日わが海運界には、このやうな統制力ある團體は見られず、既存の團體はその性質と構成からいつて、場合によつては少數のアウトサイダーによつて統制を紊されることもあり、その内部的統制力にまた遺憾の點が少なくない狀況である。従つて、今後戦局の推移、經濟政策の動向等に應じ、さらに斯業統制の完きを期するためには、このやうな強力な團體の結成こそ、まことに喫緊の要務であるといはねばならない。

本法の要旨について簡単に説明すれば、本法により海運組合を組織することをうる者は、一般の運航業者並びに船舶の貸渡を業とする船舶所有者ばかりでなく、海運

に關する仲立業者、即ち所謂ブローカーをも包含するのであつて、汎く關係業者を網羅し、その業種態に應じてそれ／＼組合を結成せしめ、相携へて海運業の健全な發達に寄與せしめんとするものである。

そして組合の行ふ事業としては、運賃備付料等の統制のやうな組合員間に於ける事業の統制をその主たる眼目とするは勿論であるが、單にこれのみに止まらず、例へば燃料、船用品等の共同購入、或ひは又共同造船計畫等のやうな組合員の事業のためにする共同施設、その他組合の目的を達するに必要な種々の施設を行ふことをするのである。

組合の設立は原則として任意設立とするが、海運業の統制を圖るため、特に必要ありと認めるときは政府が組合の強制設立を命じうることを、組合の統制が少數のアウトサイダーの存在によつて紊される場合には、これを強制的に組合に加入せしめうることを、或ひは又組合の統制に従ふべきことを組合員ばかりでなく、組合員外の者に對しても政府が命じうることを等の規定を設け、組合の行ふ

自治統制の効果を國家權力によつてバックするといふ方針を採つたのである。

そして一方、組合に對してはその設立、定款の變更、統制規程の制定及び變更並びに解散等を政府の認可事項とした外、相當の廣範圍にわたり監督に必要な命令、または處分をなしうることをしてその指導と監督上萬遺憾なきを期してゐるのである。

★

以上の三法律は、表面的にこれをみれば、それ／＼別個の形式をとり、大した關係はないやうだが、實質に於てはその間に緊密なる有機的關聯を有するものであり、東亞の新事態に即應してわが海運の整備擴充を圖るべき三つの基礎法を確立したものと云ふことができよう。そして又、これらの諸方策は、固より從來實施して來た諸般の施設と相まつて始めてわが國海運の飛躍的發展を實現しうるといふべく、且つこれらを統合するところに眞の海運國策の意義が存在するのである。

#### 四 東亞海運株式會社の設立

今次事變によりわが海運に課せられたもう一つの重要な使命として、東亞海運の建設といふ大業がある。いふまでもなく東亞新秩序の建設は日滿支三國が互助連環、共存共榮の緊密な關係を構成することを基本要件とし東亞に於ける經濟結合を實現しなければならぬ。そこには有無相通の完全な協力提携が行はれなければならぬ。支那海運の現状がたうてい支那自身の經濟再建設を擔當し得ない以上、その任務の遂行は當然わが海運で實行すべき責務がある。即ち今日以後の日本海運は單に日本だけの海運ではない。いはゆる東亞の新秩序建設の責務を雙肩に負ふ東亞ブロックの海運でなければならぬ。

すでに述べたやうにわが海運は急激な發展とともに、國際海運界の檣舞臺に登場したため、だん／＼と遠洋本位となり、諸種の政策も勢ひ遠洋を基調とするやうになつた。ことに世界大戰以來、わが海運が世界の七洋に

あまねく航路網を擴充するやうになると、海運といへば對外航權に活躍する商船のみを對象とするかのやうな印象を一般にあたへるに至つたのである。然るにわが國と一衣帯水の間にある支那海運は、必ずしもわが航權の征制するところとならず、徒らに諸外國海運の跳梁するに委せられてあつたことは、國際上産業上極めて遺憾なことであつた。

ところが今次事變を契機として漸く東亞海運の重要性が再認識され、東亞新體制を基調とする本邦海運の再編成が行はれてゐることは時宜に適した措置といふべきである。

去る八月五日わが國に於ける海運業者が、從來個々に相對抗して經營しつゝあつた對支關係航路を打つて一丸とした「東亞海運株式會社」を設立するに至つたことは、右の要望に應ずるとともに日支間に於ける政治、經濟、文化の各方面にわたる互助連環の關係を、一層緊密ならしめる基礎工作の建設として極めて注目すべきものである。同會社は資本金七千三百萬圓、所有船隻は約二十萬

噸に及び經營航路は支那及び日支間を中心とするものであるが、固よりこれを以て東亞海運の整備上充分な態勢であるとはいひ難いのである。

しかし本邦海運の綜合力を背景とする本會社の出現は、必ずやその企業體的經營によつて支那を中心とする本邦航權確立の基本的勢力となりうることは疑ひない。本會社は近く日滿間の航路擴充を目標として設立される日本海運會社とともに東亞に於ける本邦航權整備の輝かしい擔當者である。

☆

☆

☆



## メキシコを繞る石油問題

外務省情報部

(1)

石油は現代のやうな機械文明時代には平時、戰時を通じて必要不可欠の資源であつて、「油の一滴は血の一滴」と稱せられるのも決して過言ではない。従つて各國とも石油資源の確保又は獲得のために血眼になつてをり、その結果石油資源争奪戰が、各國經濟戰の中心問題となつてゐるのである。この形勢の中にあつて現在特に問題となつてゐるのがメキシコの外國石油利權公用徴收をめぐる英米との紛争である。この問題は昨年三月十八日、メキシコ大統領カルデナス氏がラヂオを通じて突然メキシコ石油業の九

五%を占める英米系十七石油會社の財産收用を宣言し、翌十九日午後から之を實施したに端を發するものであるが、爾來メキシコと英米との間に懸争問題となつて未だに解決するに至らず、僅かに希望を持たれてゐたメキシコ政府と米國石油業者との交渉もつひに決裂し、八月十一日、駐メキシコ大使は「米國石油業者がこのやうに頭迷ではメキシコ政府としては此の上米國側の提案を考慮する義務を負はない」と聲明した有様であつて、同問題は今後更に米墨間に新たな基礎の上に交渉をしなければならぬ事態に立至つてゐる。この機會に米墨間に問題となつてゐる石油抗爭はいかなるものであるかについて概説しよう。





油輸出會社を設立し、收用石油の販賣權は、一手に此の會社が引受けることとなり、またラテン系諸國に石油使節を派遣するなど石油販路の開拓につとめた。

こゝに注目すべきはメキシコ石油に對する英米のポイコットの反動としてメキシコ石油の新市場としてドイツ、イタリア等の全體主義國が登場したことである。メキシコは最初その社會主義的イデオロギーの下に全體主義國に對する石油販賣反對を高唱して來たのであつたが、英米の經濟壓迫に反對のため、ドイツ、イタリアへの石油輸出は急激に増加した。一九三八年三月十九日—一九三九年三月三十一日のメキシコ石油輸出額は一三、六一六、九五一バレル（バレルは三十六ガロン）で、その内譯は英三四%、獨三〇%、米一九%、伊一〇%の順である。

(五)

これらの形勢の中に、米國は對墨交渉の局面打開を圖つた。

この間の米國の對墨交渉の経緯に關しては、今回の米墨

交渉決裂直後、即ち去る八月十四日ウェルズ國務次官の發表した聲明が大體の要旨を傳へてゐる。即ち同聲明には

「本石油問題に關し米國は最初から徴用財産に對し速かに公正なる賠償をなすべしとメキシコ政府に申入れてあり、メキシコ政府も之を認め、米國當業者と話し合を開始し、米國政府は側面から種々之を斡旋して話し合は大體順調に進行してゐたのであつたが、最近徴收財産運用のため設立されるべき新會社の經營について米墨雙方いづれも自ら之に當ると主張して譲らないために難關に達するに至つた。米國政府はこの點について獨自の案を提出して新會社の重役會はメキシコ政府三名、アメリカ石油會社代表三名、米墨兩國政府合意の下に指名したメキシコに石油利權を有しない國の者九名中の三名、合計九名を以て構成することを示唆したが、交渉兩當事者から却けられたのは遺憾である。交渉の中絶は決してメキシコ政府の賠償義務を解消するものではない。又米國當業者も建設的提案を十分考究することを望む」と。

右によつても明らかなやうにウェルズ次官は米國政府が

直接介入して、米國石油會社を後援することには反對で、上述のやうに側面から交渉を指導して來たものであるが、今回米墨交渉が決裂した以上、この問題を打開するためには米國政府が直接斡旋して交渉の新基礎を與へる外解決の途はあるまいと云はれる。又メキシコ側でもそれを希望してゐるとも報せられてゐる。よつて問題は今後更に新らしく交渉を重ねなければならぬ問題はなほ紛糾を續けるであらう。

前月に比して人員は二種五倍、件数は約一倍半、金額は約二倍強で、昨年同月に比しても金額は約一倍強にあつてゐる。

- 一、總額金額 前月より八月十五日現在 約四千六百萬圓
  - 二、獻品の主なるもの  
刀約千五百振 拳銃五千六百挺 自動車數約二百輛 毛布約六十萬枚 軍馬約二百頭 飛行機六機 舟艇三十隻
  - 三、國防獻金により整備せられた主なる兵器 昭和十四年六月迄 各種飛行機二三八 戰車と裝甲車一〇七 觀測車四三 高射砲二〇三 重機關銃五八六 輕機關銃一四九 探照燈六六 總音機二一九 無線機一六四
  - 四、海外(滿洲支那を除く)よりの獻金額(昭和十四年七月現在) 約五十二萬圓 同獻品(換價格)約三萬四千圓
- (獻品の主なるもの 日本刀、銃、毛布、トランク、乘用車、靴、毛氈、本紙、照機、砂金、金製品、磁器、磁器等)
- 計約五十五萬四千圓

陸軍へ四千六百萬圓  
☆ 高まる國防獻金熱 ☆

亦總動員以來の陸軍に對する國防獻金は陸軍省情報部發表によれば次の通りであるが、二年過ぎのいまも國民の赤誠はいよいよ旺盛、月平均額も百二十五萬圓を突破、本年七月などは





事變下の南洋群島

内地の延長と  
しての群島

南洋群島が海の生命線として、國民にはつきりと認識されるやうになつたのは、滿洲事變後、日本が國際聯盟を脱退して、群島の主權問題が世にやましく論議されるやうになつてからのことであ

る。それまでは南洋群島に対する認識は一般的には極めておぼろげなものであつて、國防上はとにかく、産業經濟的には大して價値のある島と考へられなかつた。それが我が國民大部分の想像してゐた南洋群島であつた。ところが今日では、南洋群島は我が帝國の構成部分として、全く不可缺

のものとなつた。それは、南洋群島が今や文字どほり我が内地の延長であるといふ事實が明白に示してゐるのである。(カウツの眞實はクサイ島風俗)

飛躍的の  
進歩發展

いふまでもなく南洋群島は、歐洲大戰の勃發した大正三年、我が海軍の南進部隊が當時ドイツ領であつた同群島を占領し、その後ヴェルサイユ和會議の結果、正式委任統治地域として我が統治下に置かれるに至つたものである。ドイツ領以前の群島はスペインの統治に屬してゐたのであるが、その年限は約三百年の長きに亘つてゐる。しかしこの長い間のスペイン統治も治績としては何等見るべきものなく、單にスペインの領土であるといふに過ぎず、加ふるに土人の叛亂につぐ叛亂を以て終始してゐる。かくしてスペインは、

群島の經營にさんぐ手を焼いた結果、これをドイツに賣却し、ドイツは我が占領直前まで約十六年間その統治に當つたのである。

かかる過去の歴史をもつ南洋群島も、日本の統治下に置かれてからすでに二十有餘年。この間我が邦人の開拓精神は次第に熱烈旺盛となり、今や在住邦人數は實に七萬人を算し、既に五萬の先住民族を凌ぐに至つた。そのみでなく人口増加の飛躍的趨勢に正比例して、群島の産業、經濟、文化、社會施設等は躍進又躍進の一途を辿つてゐる。しかもそれは決して一日にしてできたものではない。そこには熱帯未開の土地開拓に對する我が同胞の實に並々ならぬ努力が拂はれてゐるのである。

夢のやうな  
群島放棄論

地圖をひろげてみても分るやうに、あの廣く遼遠しない太平洋上に散在する豆粒の如き島々。しかもその總面積合せて二千四百九十九万平方呎といふのであるから、島全體でちやうど東京府か沖繩縣ぐらゐの面積しか無い、その面積が一千四百餘島に分けられてゐるのである。そこで此の群島が我が統治下に置かれて間もない當時、朝野一部の間には、かうした豆粒の如き島では、いくら開發しても産業經濟的に何等の價値を發揮することは出来ない。徒らに國費を投ずる愚を止めて、群島を聯盟に返還した方がより賢明な策であるなどといふ群島放棄論まで飛び出したものである。今にして考へれば、全く先見の明なき愚論であり、茶飲話として一笑に附すべき議論だが、その頃にして見ればこの説を正論として取上げた者のある無理とも言はれぬ。それに統治上からいつても、他の外地のやうに陸續きで



たことが想像される。だが、この群島放棄論もその後のいつの間にか聲をひそめた。それは群島の産業

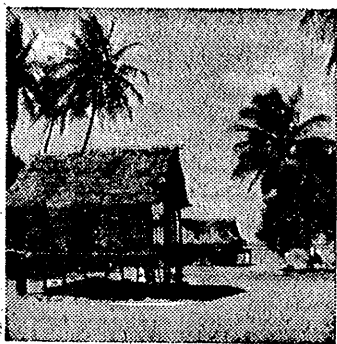
があらゆる自然的悪条件を克服して、遂に見事に成功したからである。今日群島から百三十餘萬担の砂糖が生産されるといつても、群島の産業を知らぬ者には眞實と思はれないであらうが、この糖業の成功がそも、群島放棄論を散らした最も大きな原因であつた。

### やがて一億の國富を

かくて、我が南方國策遂行の最前線に立つて、熱帯産業開發に活躍しつゝある事業會社は大小相當の數を算するに至つた。即ち糖業を中軸とする南洋興發があり、年産額二十餘萬英鎊の錫業を採掘する南洋拓殖があり、更に内外南洋の貿易を目ざして活躍しつゝある南洋貿易、或ひは又南海の漁田開拓に黒潮と闘ひつゝ鱈漁業に従事する南興水産、アラフラ

海で堂々と舞臺を奏してゐる太平洋及び日本、兩處珠會社その他であるが、これ等の會社はいづれも國策的使命を背負つて、赤道直下の炎熱と闘ひつゝ汗みどろの活躍を續けてゐる。

一體南洋といへば直ぐ我々の頭に浮ぶものは、蒼白月光の下に踊り狂ふ裸の



土民の族のサイロ

土人と、白い濱邊の椰子の木であるが、今の南洋群島は決して、そんなロマンチック

クな姿のみではない。又いつまでも、そんな南洋であつてはならない。あの豆粒のやうな島々から今日數千萬圓の國富を上げてゐると言つたら、群島の實情を知らぬ者はその眞實性をうたがふであらうが、群島から一億の國富を上げるのでさへさう遠い將來ではあるまい。

群島は今や急角度を以て飛躍しつゝある。我が統治以來僅か二十餘年で、現在の如き群島が建設されようとは恐らく何人も豫想し得なかつたことであらう。殊に日本文化が今や普く各島々にゆき渡り、名實共に内地の延長たるに至つたことは全く驚異に値ひする。

島民のための公學校は二十餘校あり、その學用品は無料で與へてゐる。三ヶ年の公學校教育を終つた者で、日本語の讀み書きの出來ない者は先づ殆んどないといつてよい位である。醫療機關も完備

し、嘗ては減少の一途を辿りつゝあつた島民の人口が、今では増加の傾向をすら辿つてゐる。また毎年各島々から選抜して内地觀光團を組織し、これに補助金を與へて祖國の文化を見學させてゐる。いくら無智な彼等とて此の皇恩の深き恵みに浴して感激しない者があらうか。

### 事變と島民の赤誠、感激

今次支那事變の勃發は我が南洋群島に如何なる影響を與へたであらうか。邦人といはず、島民といはず、舉島一致、時局對策への協力を、非常時態勢の充實化とに、あらゆる機能を動員して、少しの不安も、動搖もなく、聖職終局の目的達成を期して、物資の節約、努力の奉仕、戦勝の祈願、體位の向上、銃後の後援等、眞摯なる熱誠を傾倒し、國民精



島民の熱誠

神總動員運動に心から参加してゐる。殊に五萬の島民が、邦人たちの愛國の赤誠に動かされ、喜んでこの運動に参加し、自ら進んで國防獻金をする者が續々と現はれ、現にその額も一萬圓に垂んとして

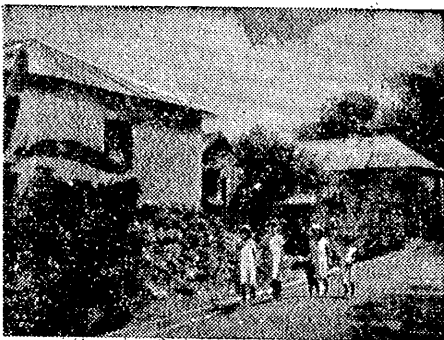
とは、並大抵のことではない。今まで椰子の木蔭で惰眠を貪り、アラフラダンスに踊り狂つてゐた彼等が、獻金のため汗水流して働き、二錢、五錢とわづかな金を寄せ集めて獻金する心情に至つては、邦人愛國の赤誠と比べて何等劣るところがない。今や彼等は帝國國民の一員として邦人たちの時局行事には喜んで参加し、日の丸の旗を振つては、愛國行進曲を聲高らかに歌つてゐる。最近かうした島民等の中から日本國民でありたいと國籍獲得を要望したり、また軍夫として従軍せんことを志願する者などがぞくぞくと現はれてゐることは特筆に値する。

### 群島の重要 性と使命

一方邦人間でも内地と呼應して國民精神熱動員運動に邁進してゐるのは勿論、前述のやうに歐金や飛行機の燃料などによつて愛國の赤誠を示してゐるが、今春四月十一日から五月二十七日まで約四十日間に亘つて、南洋群島文化協會主催の下に、群島の各島々代表者十名を選抜して中支艦隊へ皇軍慰問使として派遣した。初め一たびこのことが島々に傳はるや、慰問使が忽ち五萬段にも達した。そこで一行は上海、南京、漢口、武昌の各地にゆき、それ／＼皇軍を慰問し多大の効果を収めて歸島した。

おもふに在任七萬の邦人は、今次事變を契機に群島が今後、かなる重要性を加へ、る使命を持つて進まなければ

ならぬかといふ問題に對し、深き考慮を加へるに至つたに違ひない。群島の軍事的意義の重要なことは勿論、同時に群島



サイパンの町

が日本民族南方發展の據地であり、純然帶資源唯一の供給地であり、かつ又南方開發の試験地であることとは群島の價

値を今後いよ／＼高め、群島の使命をますます重大ならしめる所以であるが、今日戰時態勢下に於ける熱帯資源の開發に當りすでに燐礦の外、豊富な埋藏量を有するパラオ本島のボーキサイトの探掘、燃料國策の線にそふ無水アルコールやコブラの増産などが擧げられてゐる。

かくて群島は國民精神熱動員の主旨を體し、擧げて生産力擴充に向つて邁進しつつある。群島は起ち上つたのだ。夢に酔へるが如き姿の南洋は、過去の南洋としてまさに擯り去られつつある。戰時下の我が南洋群島は、文字通り學島一致、太平洋の海の守りとして、又我が日本の南進一路の前衛として、邦人も島民も、熱烈なる魂を開拓の精神に打ち込んで不斷の努力を續けてゐる。

南洋 島

## 新 團體郵便年金と定期年金の創設

保 險 院

### はしがき

郵便年金制度は、大正十五年國民養老施設としてはじめてられてから十有三年、この間「自分で買へる恩給」として國民の生活安定に貢献してきたのである。

その後わが國における一般社會情勢の變化は著るしいものがあり、殊に今次事變の發生に伴ひ、經濟政策は高度の統制を必要とするに至り、すべての經濟施設は戰爭遂行のため、その機能を總動員せねばならぬ必要に迫られてきた。そこで保險院では郵便年金制度を通して、戦時及び戦後に於ける國民生活の安定に資すべく、第七十四議會に於て郵便年金法中改正法律案の協賛を得、兩來改正制度の實施準備中のところ、いよ／＼九月一日を期し新制度による年金

を社會に提供することとなつたのである。

今回新たに設けられることとなつた年金は、保證期間附即時終身年金、保證期間附附置終身年金、團體郵便年金及び定期年金の四種であるが、保證期間附年金については既に本年五月二十四日(第一三三六號)發行の本誌上に紹介したから、本誌では一般勤勞階級に最も關係の深い團體年金、及び一般家庭に於ける子弟の教育資金として特殊の効果をもち定期年金の要點だけを記すことにする。

### 團體郵便年金

一、制度を創設した理由——凡そ國債の消化も、滿支の開發も、生産力の擴充も、盡く國民貯蓄の増進があつてこそ、その完き遂行が期される。それを思へば、貯蓄の増加に邁

進することは、銃後國民として非常時國策に協力することになるのである。しかしてこの國民貯蓄を時局の要請に適合せしめるには、どうしても之に持久性の伴ふことが緊要なのであつて、こゝに生活刷新の重要性があり、また貯蓄に計畫性を附與することの緊要性が存在するのである。従つて單純なる貯蓄のみでは到底その目的を達成することは難しいのであつて、こゝに生命保険や年金制度の利用が奨励される理由があるのである。

郵便年金は國民各自が、青壯年期に於て掛金を拂込み、一定年齢後に年金を受け取る制度であるから、それは貯蓄として考へるときに最も計畫性をもち、最も繼續性をもつものであり、各自の生活設計に、礎を築く理想的貯蓄方法といふことができるのである。

まづ團體郵便年金であるが、これは銃後を護る産業戦士を中心目標として創案されたもので、これ等の人々に年金制度を通じて國民貯蓄の國策に協力せしめつゝ、各自の生活安定を確保させようといふ趣旨から出ているのである。

いひかへれば、團體郵便年金は産業従事員をして、郵便年金制度の團體的加入を容易ならしめ、且つこの場合、掛金の割引その他種々の利益を與へて利用の永續を圖ると共に、團體郵便年金組合と稱する、國民貯蓄組合を普及せしめることにより貯蓄奨励國策に協力せしめようとするものである。

二、團體の構成——團體郵便年金の加入には、まづ團體郵便年金組合を組織し、組合規約を定める必要がある。即ち會社、工場、鑛山等同一の事業主に使用される者(同一の官公署又は學校に勤務する者は同一の事業主に使用される者と看做す)の總人員の七割以上にして、其の員數十人以上に達する者が、各、年金契約の年金受取人となり、この年金受取人並びに年金契約者を以て、團體郵便年金組合を組織するのである。

しかし、大會社大工場で一組合を不適當とするやうな場合には、従業員を次のやうな標準で區分した者だけで、別々の組合を組織することが認められる。但しその場合に於ても、細分された標準に該當する人の七割以上にして、且

員數十人以上の者が組合を組織することを要する。

- (一) 本社、支社、本工場、分工場等勤務の場所
- (二) 部、局、課等勤務の部署
- (三) 事務、勞務、内勤、外勤等勤務の種類
- (四) 社員、傭人、男子、女子、常備、臨時傭等勤務者の區別
- (五) 勤続年数
- (六) 前各號に準ずる標準

團體郵便年金の年金受取人は従業員であるが、年金契約者(即ち掛金支拂義務者)は年金受取人自身か、使用主か又は兩者共同の何れかでなければならない。尤も組合には一人の代表者を置いて、掛金の拂込その他の手續はすべてこの代表者が行ふことになつてゐる。

三、團體年金の種類——團體郵便年金では、給料生活者の利用に最も適合してゐる保証期間附終身年金を契約することとなつてゐる。之は年金受取人が年金支拂開始年齢(五十歳または五十五歳)に達した時からその終身間年金の支拂を爲し、若し支拂開始後二十年内に年金受取人が死亡した場合にはその残存期間中は遺族に引續き年金を支拂ふ

ものである。また年金受取人が年金支拂開始前に死亡したり、或ひは契約を解除した場合には、既に拂込んだ掛金に二分の複利利息をつけた金額を返還することになつてゐる。従つて貯金をしながら、しらす終身年金を貰へるやうになり、しかも不幸早逝した場合には、遺族の生活が保證されるといふ一石三鳥的效果があるわけである。

四、加入年齢——年金受取人である組合員の加入年齢は、最低十二歳で最高は五十歳支拂開始のものには四十五歳、五十歳支拂開始のものは五十歳である。

五、年金額の制限——年金額は一契約につき年額六百圓以下とされてゐる。この範圍内で各自適當の目標年額をきめ、五十歳又は五十五歳の年金支拂開始期に達するまで順次年金を増増してゆく仕組になつてゐる。

#### 六、掛金の拂込

一、團體年金の掛金は隨時拂の方法で年金支拂開始に至るまでの間毎月なり毎年なり、各組合に適當とする時期に、組合員の掛金(一回に付三圓以上とす)を一括して代表者から郵便局窓口、またはその派出吏員に拂込めば

ロ、團體郵便年金の掛金には割引の特典があつて、個人で加入する場合に比較すると、同一額の掛金でもこれに對する年金が七分五厘だけ増額される。

七、事業主の補助——掛金は従業員が全額負擔する方法以外に、事業主がその全部または一部を負擔する方法が認められてゐることは前述の通りであるが、これは團體年金を通じて、従業員退職年金制度の樹立に役立たせようとするものである。

なほ上述のやうな高率な掛金割引がある上に臨時拂であるから、三年間でも五年間でも収入の多い間に目標年金に達するやうに心掛けて掛金額を拂込んでしまへば、將來不景氣がやつてきた場合に掛金の拂込を一時中止しても契約は有効に存続する。従つて本制度の特徴を生かして適當に按拂すれば、何等の苦痛を感じずに將來の生活安定を確保することができるのである。退職、轉勤等の事情で途中組合を脱退した時は、以後は臨時拂の個別契約として契約をつづけることができる。

定期年金

一、定期年金とは——子女の教育資金の確保を主眼としてはじめられた子供のための年金である。

これまでの郵便年金は、年金支拂開始年齢が四十歳以上の終身年金ばかりで、老後の生活安定のための年金のみであつた。従つてこれまでかなり熱心に子供のための年金を設けられたといふ希望はあつたのであるが、支那事變勃發以來、戦死者の遺児育成資金の確保の目的を以て、はた又次代國民の人的資源を培養するため子女の教育年金創設の要望はますます昂めらるゝに至つた。この情勢に鑑み保険院では種々研究の結果、この要望に應へ「定期年金」としてこれを提供することとなつたのである。

定期年金は年金受取人が一定の年齢（十二歳、十五歳、十七歳、二十歳）に達した時から、五年間とか十年間とか其の子弟の教育期間を限つて年金受取人の生存を條件として年金を支拂ふ制度である。

二、加入年齢——定期年金に加入できる最低年齢は満一歳

で、最高は十二歳支拂開始のものは十歳、十五歳支拂開始のものは十三歳、十七歳支拂開始のものは十五歳、二十歳支拂開始のものは十八歳といふことに定められた。

三、種類——定期年金は年金支拂開始年齢の如何で十二歳支拂開始のもの、十五歳支拂開始のもの、十七歳支拂開始のもの及び二十歳支拂開始のもの四種類となつてゐる。これは中等學校、高等、専門學校または大學等の入學或ひはその準備の年齢を考慮したものに外ならないのであるが、定期年金はさらに年金の支拂期間で五年定期、十年定期の二種類に別けられてゐる。この年金支拂期間は學校の修業年限を考慮したもの以外ならない。また二十歳支拂開始の定期年金は、男子は大學その他高等教育を受けるに必要な資金ともなり、女子は結婚後生活費の補助として利用せられるものと思はれる。

四、年金額の制限——年金額は最低を年額百圓とし、最高は郵便年金法の定むる二千四百圓まで許されてゐる。

五、掛金拂込方法——掛金には年掛、半年掛の外、定期年金に限り特に月掛の制度が設けられてゐる。これはどんな階

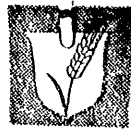
級の者でも容易に加入できるやうに考へられてゐる。六、其他——定期年金受取人が中途死亡等の場合には既に拂込んだ掛金の全額を返還するが、若しこの際支拂つた年金があつた場合には、その支拂額だけを前記返還金中より差引くことになつてゐる。

むすび

團體年金及び定期年金制度の概要は前述のやうであるが、より以上詳細に互る手續等の點に關しては保險院なり、逓信省管理局なり又は郵便局なりに照會していただきたい。

今や我が國は、新東亞建設の歩武を着々と進めつゝあるのであるが、我々國民は深く時局を省察し、非常時國策に協力し濫費を戒しめ、無駄を省き、貯蓄の増加を勵行すべきである。團體年金、定期年金の利用は上述の理由により、一面には、自己及び家族の將來に於ける生活の安定と向上とを圖り、他面には、國家に報ゆる所以であることを再言して一般社會の理解を求むるものである。





# 歐洲大戰と食糧政策

農 林 省

戦争は食糧の需給の均衡を破壊する。生産の方面では、農民の應召、農民の軍需工業への轉向、農業労働賃金の騰貴、馬匹の徴發、肥料農具その他生産資材の配給の不円滑等によつて供給の不足を來たすと同時に他面消費の方面では軍用の食糧が増加するばかりか、軍需關係労働者の消費増加、一般の生産事業の振興に伴ふ勤務時間の延長等から、食糧の需要が急激に増大するからである。

戦争が長びくに従つて、この需給の不均衡はますます範圍を擴大し、これがために社會不安は深刻化し、遂には敗戦の原因となる虞れさへある。例へばロシアは小麦の代表的産地であり、大戦前には歐洲の穀倉とさへい

はれてゐたが、開戦當時の食糧政策を誤つたため、遂に飢饉に陥り、敗戦の遠因とまでなつたのである。輸送機關の障害による食料品の配給の不円滑、殊に海上輸送の杜絶から起る食糧の輸入、移入の困難は、國民に大きな精神的の打撃を與へるものである。ドイツの潜水艇が敵國の船舶だけでなく、中立國の船舶まで襲撃したの故に、食糧の輸送を杜絶させて敵國の社會不安を増大させ、戦争を続けられないやうにしよとの意圖であつた。

かやうに食糧は、兵器と同様、戦争に不可欠の物資で、戦争の遂行に重大な關係を持つものであるから、大戦勃發と同時に參戰各國は食糧の供給確保と配給の面

滑に頭を悩ましたのであつた。以下參戰各國に於ける食糧缺乏の状況と、これに對してとつた食糧對策の概略を述べることにする。

## 海上輸送の杜絶に、最も食糧不足に悩まされたイギリス

イギリスは商工業國であり、食糧は遠く海外の植民地に仰いでゐたため、大戦が長期戦となるとともに、最も食糧不足に悩まされた國である。最近歐洲で、戦争勃發の危険迫るとの報が傳はるたびごとに、ロンドンの食料品市場の小麥粉、鶏卵、バター、チーズ等が暴騰するが、これはロンドン市民が歐洲大戦で深刻な食糧難の苦汁をなめてゐるからである。

イギリスは大戦勃發と同時に、世界に誇る海軍力を動員して、全世界に點在する植民地や諸外國からの食糧の輸入に努め、一方自國内の食糧品に對しては應急措置として輸出を禁止した。その強大な海軍力のお蔭と、市民が食糧品に對して冷靜であつたため、参戦の當初には小

麥粉、パン、肉類等の価格は大して騰貴しなかつた。しかし國內消費の八割をドイツ、オーストリアからの輸入に仰いでゐた砂糖は、暴騰して価格は忽ち二倍となり、先づ國民に生活不安の念を與へた。イギリスの戦時食糧政策はかくて砂糖對策に始まつたのである。政府は先づ砂糖供給委員會を設けて、砂糖の輸入を國家の独占事業とし、個人の輸入を禁止した。一方海外市場でこそり専門家に砂糖の買占めをやらせ、この砂糖を國內で公定價格によつて消費者に供給したのである。

砂糖の次は肉類で、軍需の確保を圖るため肉類の管理を斷行、續いてバター、チーズ、人造バター等の統制を行つて、生活不安の排除に努めた。主食糧である小麦に對しては、最初から種々計畫を立て、参戦前に早くも海外市場に買出動してゐた。しかしそのために、フランス、イタリア等は輸入しようにも物がなないといふ破目に陥つたので、兩國はイギリスにつめよつてその不當を詰つた。そして小麦の國際買入委員會を設立して、公平な買入れを圖ることを主張した結果、

イギリスも遂にその主張を認め、同委員会の手によつて世界の小麦の買付を行ふことになつたのであつた。

戦争が長びくに従つて輸送力は減退し、特にドイツ潜水艇の跳梁による被害が甚大であつたため船腹が極度に不足したから、食糧の輸入確保のため止むなく船舶を國家管理として、食糧品の輸送を優先させ、不急高商品の輸入を禁止した。

一面、國內の生産力を増加するために、土地排水法、土地收用令等を公布し、休閒地の利用を命ずると共に、公園や運動場まで閉塞させた。農民を軍需工業へ轉向させぬためには耕作の條件をよくしてやらねばならぬので、穀類の最低價格制を設けると共に地代の値上を禁止して生産力の維持に努めた。

にもかゝらず勞働力の不足は依然として甚だしかつた。そこで、停房に農耕をさせたり、兵士に一定の休暇を與へて歸郷させたり、或ひは軍馬を農耕用に貸與へる等種々の對策を講じた。キリスト教徒は日曜日と安息日として一切仕事をしない慣習であるが、政府はカンツ

ペリ大僧正を説き落して「日曜日の農耕は神意に叶ふといふ公示を出させ、日曜日にも耕作をさせたのである。

他面婦人團體その他を動員して農業勸導運動を起し、多數の婦人が農園に進出して農業労働に従事した。また「國民勞務法」を制定して勞力を農村へ分配した。農具の不足を防ぐためには、農具の製造を官營とし、一方アメリカからの輸入に努め、これは相當の効果を收めた。

以上のやうに種々の對策を講じたのであるが、なほ食糧不足は解消しなかつたので、新聞紙を動員し、小學校の兒童まで利用して一大消費節約運動を起した。しかし消費節約運動は中流以下の家庭には殆んど効果がなく、かへつて逆作用として價格の暴騰を激成する傾向が見えて來た。そこで政府は今一歩前進して、一人一日の消費量をきめて明示し、自發的な消費の節約を求め、同時に飲食店、旅館等の料理の品数を制限した。しかし食糧の不足はますます甚だしく、不安はいよいよ増大したので、遂に法令で節約を強制することを決意し、切符制度を設けてまづ砂糖、バター、肉、ラード等から順次これを適用

したのであつた。

その他製粉の歩留を強制的に引上げ、酒類の醸造を制限し、食糧品を食糧以外へ流用することを禁止した。こんな對策を講じたが、食糧品の騰貴はますます激しかつたので、遂に最後には主要食糧品に最高價格制を設けその騰貴を防いだのであつた。

### 飢餓に瀕しながら、不平等 ついはなかつたドイツ

ドイツはライ麦だけは自給してゐたが、小麦は國內消費の三分の一を外國から輸入してゐる状態だったので、大戰勃發と同時に海上を封鎖されて輸入が杜絶すると、忽ち食糧難に見舞はれた。しかも戦争によつて需要は激増する一方で、價格は暴騰し、その上農作の不作に見舞はれたので非常な苦しみを受けた。従つてドイツでは食糧政策は極めて真剣に考慮されたのである。まづ生産増加については、耕地面積の増加を圖り、國有林の雜草地を開放し、適當な小作料をとつて、ライ麦

や馬鈴薯を耕作させ、また「土地改良組合法」を制定して改良組合に濕地、荒蕪地を開墾させた。一方、田畑が勞働力不足のため耕作されなくなるのを防ぐため、耕作權者に豫め耕作計畫を申告させて置き、その計畫通り耕作をやらなかつた場合、又はその申告を怠つた場合には直ちにその耕地を徵收した。徵收した耕地は地方團體に貸して、最も良いと思ふ方法で耕作させたのである。

ドイツは戦前には砂糖の輸出國で、従つて甜菜の耕地は相當の面積に達してゐたが、食糧の不足を補ふために甜菜の耕地を四分の三に制限し、他の食用作物を耕作させた。このために砂糖の輸出も禁止したのである。このほか建築用の空地まで利用して農作物を作らせたのであつた。

勞働力の問題についても様々な考慮が拂はれた。ドイツは平時でも收穫時には近所の國から勞働力を輸入する慣習があつた。このため職業紹介所は相當に發達してゐたから、最初はこの動員して勞働力の調整に努めた

が、後には帝國中央職業紹介事務所を設置して、種々様々に發達したこれらの紹介所を統轄し、その機能を充分に活動させた。

また俘虜や占領地の住民を利用して耕作させ、軍隊では農業のための休暇を與へ、青年團員や學生に收穫の手傳ひをさせる等、ありとあらゆる方策をとつて、農業勞働力の補給に努めた。特に注目し値するのは、婦人に農耕の援助をさせたこと、「祖國補助勤務令」の制定である。「祖國補助勤務令」とは軍務に服さない男子を農業勞働に従事せよといふ法律で、満十七歳から六十歳までの軍事勤務に召集されない男子に自發的に願出ることを獎勵したが、その趣旨が徹底したため勞力の不足は大分緩和された。

ドイツでは開戦と同時に、戦時に於ける非常食糧政策を急速に施行する必要があつたから、聯邦參議院に經濟上の緊急措置をとり得る権限を附與する法律、即ち「ゆる委任法」を發布した。參議院は一九一五年四月この委任法に基づいて米の取引を規定する命令を發した。

この命令は四月二十六日に二リットル以上の米、碎米又は米粉を所有する者にその品名、數量、及び氏名を中央購買會社に申告することを命じたものである。申告者は會社から要求があれば賣却しなくてはならない。賣却の要求は申告後一週間以内に發せられるが、要求を受けた時は、その物品は、差押へを受けたのと同様な拘束を受け、占有者はその物について何等の變更を加へることができない。また保管についても注意すべき義務を課せられた。

これより先き、一九一四年には穀物と穀粉の現在高調査をなし、翌一五年には製パン原料穀物の差押へと取賣を斷行し、同年六月には同年の新收穫穀物についての先物契約を禁止し、たゞ帝國穀物所又は地方團體の委員だけが先物契約をなし得ることとした。馬鈴薯についても馬鈴薯提出命令を公布し、生産者が次の收穫期までに消費する量を除いて、他は全部收穫すると同時に政府へ提出させた。

消費の方面については、食糧品を食糧以外に用ひることを禁止し、製粉歩合を制限した上、一日の消費量を節約させ、他方切符制度によつて節約の徹底を期した。

かやうにドイツは生産、消費の兩方面に種々の對策を講じたのであるが、戦争の長期化に伴つて食糧不足はますます深刻化し、その配給は僅かに飢餓を凌ぐ程度に過ぎなかつた。しかしドイツは、あの國民性、特にあの熱烈な愛國の精神から、不平一つ漏らさず、富豪も貧民も平等公平に配給を受け、苦痛を耐へ忍んだのであつた。これは配給組織が完備してゐたせいでもあるが、大戦末期に至るまで食糧の缺乏に屈服しなかつたのはドイツの國民精神の偉大さを示すものである。

#### ドイツ軍の侵入と勞働力不足に自給自足の破れたフランス

ドイツが小麦の三十三パーセントを外國からの輸入に仰いでゐたのと異つて、フランスは大戦前には食糧は殆んど自給自足してゐた。従つて食糧不足の虞れはなささうだつたが、戦争が進むにつれ、勞働力が不足して來た

上に小麦の出來る地方をドイツ軍に占領され、一方軍需が増加したため、遂に自給自足の經濟は破れざるを得なくなつた。

そこで政府は食糧品の輸出を禁止すると共に、輸入税を撤廢して國內食糧品の補給に努めたが、供給不足はますます甚だしく、買占め、賣惜み等の現象が現はれて來た。こゝに於て小麦、ライ麦、小麥粉、馬鈴薯等々次ぎ／＼と最高價格を定め、必要に應じてその最高價格で生産者、商人等から食糧品の徵發をなし得ることとした。

生産の増加を圖るためには、農業委員會を設けると共に、各町村の農事委員會に肥料、種子等の購入に當らせられた。また農業勞力の不足を補ふためには、捕虜の使役、應召軍人の歸省、婦人、兒童の動員等の外、移民を歓迎して耕作に當らせた。

こんな種々の對策を講じたが、食糧不足は緩和されないどころか、參戰以來天候不順に悩まされて、生産力は著るしく低下した。そこで軍用を除いて、他の一般の消

費者には消費の節約を命じ、パンの製造には小麦粉以外のものを一定の割合で強制的に混入させた。

配給の方面では、消費組合が設立されて目覚ましい活動を續け、特にパンは、原料を直接生産国から購入して仲介者の手を経ず消費者に供給し、その規模が非常に大きかつたので、一般の商人より遙かに安いパンを供給することができた。小麦の価格は暴騰したにもかかわらず、ツールーズの組合などは遂にパンの値上をしなければならぬ。

フランスの食糧政策の特長は、公設市場の設定を奨励したことであつて、公設市場が一般商人をリードして、食糧品に對する投機取引を抑壓したのであつた。

聯合國への食糧供給に、自國内の食糧を統制したアメリカ

アメリカは食糧品の非常に豊富な國で、戦前歐洲諸國へ食糧品を輸出し、ヨーロッパの穀倉といはれてゐた國であるから、參戰しても自分の國で食糧に困るやうなこ

とはなかつた。しかし、聯合國を勝利に導くには、これに食糧を供給する必要があり、このために米國は如何なる犠牲を拂つても食糧を供給するといふ決意をしたのである。

そこでアメリカは參戰すると同時に、農業生産の増加を計畫し、農業資金の貸付法を設けると共に、農具肥料等の購入、實地に補助金を交付し、また巡回農業講師を増員するなど、大いに生産の増加に努めたのである。

消費の方面では、あれだけ食糧の豊富な國でありながら、できるだけ食糧を節約するやうに指導した。また街には名譽食堂、少年少女自由食糧クラブ等ができ、代用食の研究が行はれ、混用食は自發的に勵行されて相當の効果を擧げたのである。

食糧問題の中樞機關となつたのは食糧管理局であつて、同局は參戰直後に發布された「食糧管理法」と「食糧調査法」の運用の衝に當つた。「食糧管理法」は、一、價格の騰貴と供給を制限する目的として食糧を故意に減損、浪費し、又は獨占することを禁じ、二、食糧の配給に關する免許

權を大統領に賦與し、三、死藏品の差押へ、販賣の權を與へた法律であつて、「食糧調査法」は、この管理法の實施に必要な調査について規定した法律である。

以上世界大戦中の英、獨、佛、米の戦時食糧政策について述べたが、各國が戦時中如何に食糧難に悩まされたかを考へれば、事變下の我が國の食糧問題についても、十二分の注意を喚起せざるを得ない。



塊一のンパに週一は字文のータスホ  
ししく助を利勝の戦よせ約節を  
(ータスホ用標宣影動行發局理管糧食國米)

この兩法は、「開課取締法」と相俟つて、アメリカの戦時經濟に非常な貢獻をし、多大の効果をあげた。

候不良などの思ひがけぬ障害の發生も考へて、あらゆる事態に對應し得る萬全の策を立てて置く必要があるから、政府も種々の施設を考究してゐるのである。

精動の頁

興亞奉公日の実施項目  
中央聯盟で大綱決す

九月一日、第一回の「興亞奉公日」を前に、國民精神總動員中央聯盟では、政府の既定方針に基づき全國民が實踐すべきこの日の具體的事項について研究中であつたが、成案を得たので各道府縣精動實行委員長並びに加東九十二團體長宛に發送し、計畫實施の參考に資することとした。その内容次の通り。

興亞奉公日の實施項目

今回政府で設定された「興亞奉公日」の趣旨に基づき、當日は全國民舉つて黎明に起床し、皇大神宮を奉拜して皇運の隆

昌を祈念し奉ると共に、慈興亞の大業を冀望して強力日本建設に精進するの決意を新たにすべき事を掲唱する。尙ほ當日は特に職場の勞苦を偲びつゝ、皇國臣民としての生活態度を反省して自肅自戒し、之を日常生活の上に具體化するため、左記項目を各地方及び諸團體の

銃後援強化週間

十月三日—十月九日に行はる

政府では十月三日より一週間、昨年賜はつた軍人援護に關する勅語の聖旨を奉

體して「銃後援強化週間」を實施することになり、その實施大綱が去る八月十日

實情に即して適切なる方法に依り實行せらるゝやう期待する。

- 一、護國の英靈に感謝を捧げ、戦歿勇士の墓参や墓地の清掃を行ふこと。
- 一、前線に慰問文や慰問袋を送り、銃後では傷病軍人を見舞ひ、出征軍人遺家族の慰問を行ふこと。
- 一、努めて歩くこと。
- 一、特に緊要して働くこと。
- 一、服装と食事は特に質素にすること。
- 一、酒と煙草はやめること。
- 一、遊興はやめること。
- 一、この日に節約した金は必ず貯金すること。

の次官會議で左の如く決定した。

一、趣旨

銃後援の強化は現下の多難なる國際情勢に處し興亞聖戰の目的を達成するに缺くべからざる事項たるに鑑み茲に銃後援強化週間を設け各年賜はりたる軍人援護に關する勅語の聖旨を奉體して大に銃後援思想の普及徹底を圖り官民協力以て銃後援の完備を期せんとす。

二、主眼事項

戦歿軍人、傷病軍人及出征軍人に對する感謝の念を昂揚し以て傷病軍人、軍人の遺族及家族等に對する援護の心を振起演義すると共に國民各層の日常生活を通じて之が具現永續を圖る爲其の實踐を強化すること。

三、期間

自昭和十四年十月三日 一週間  
至昭和十四年十月九日

四、實施要項

(一) 勅語の捧讀

官公署、學校、各種團體等に於ては朝禮其の他適當なる機會に昭和十三年十月三日内閣總理大臣を召され賜はりたる軍人援護に關する勅語を捧讀して聖旨の存するところを一層深く服膺すること。

(二) 慰靈、祈願及遺烈の顯彰

(イ) 道府縣に於ては可成大週間に今次事變戦歿軍人の慰靈祭を行ふこと。

- (ロ) 週間第一日の正午を期し各自在處に於て戦歿軍人の英靈を追悼し傷病軍人の平癒祈願及出征軍人の武運長久祈願を行ふこと。
- (ハ) 各自最寄の神社、寺院其の他適當なる場所に於て傷病軍人の平癒祈願及出征軍人の武運長久祈願を行ふこと。
- (ニ) 各自戦歿軍人の墓に参拜する等

慰靈の誠を捧ぐると共に小學校其の他適當なる場所に於て戦歿軍人の寫眞又は遺品の展覧等を行ひ以て故人の遺烈を顯彰すること。

(三) 生活支援の徹底  
傷病軍人、軍人の遺族及家族等の就職又は就職後の處遇に遺憾なきを期する爲事業主其の他各種産業關係者は當該協議會を開催する等適宜の措置を講じ以て生活支援の徹底を期すること。

(四) 前線將兵、傷病軍人、遺族及家族に對する慰安  
軍人の遺族及家族の慰安會又は懇談會等を開催するの外各自前線將兵及傷病軍人に對する適當なる慰問の方途を講ずること。



(五) 接遇改善の徹底  
各種交通機関又は集會場等に於ては傷痍軍人に對する座席讓與の趣旨の徹底を図ると共に劇場、映畫館、湯屋及旅館等に在りては傷痍軍人の精神的優遇を一層徹底する爲途宜の措置を講ずること。

(六) 善行者の表彰  
(イ) 傷痍軍人又は其の家族、軍人の遺族或は家族中他の範とするに足る者ある場合は之が表彰を行ふこと。  
(ロ) 傷痍軍人、軍人の遺族又は家族に對する接遇に關し善行者(團體を含む)ある場合は之が表彰を行ふこと。

(七) 青少年に對する趣旨の徹底  
各學校及青少年團に於ては本週間の趣旨に關し學生、生徒、児童又は所屬團員に對し訓話を行為の外學校に在りては各教材に適宜之を取り入れ以て青少年の教化の徹底を期すること。

(八) 財團軍人接護會及銃後奉公會に在りては相互に聯絡を促し本計畫に即應し各般の有致適切なる方途を講ずること。

### 最近公布の法令 内閣官房總務課

各法令の全文は、公布された日と同日附の官報に掲載されてゐます。

- ◇ 歐陸調査所官制中改正ノ件 (七月十五日公布勅令第四百七十八號)
- ◇ 軍事保護院官制 (七月十五日公布勅令第四百七十九號)
- ◇ 高等官官制中改正ノ件 (七月十五日公布勅令第四百八十號)
- ◇ 軍事保護院ノ職員ノ特別任用ニ關スル件 (七月十五日公布勅令第四百八十一號)
- ◇ 兼任文官特別任用令中改正ノ件 (七月十五日公布勅令第四百八十二號)
- ◇ 大正二年勅令第二百六十二號任用分限又ハ官等ノ初級階級ノ規定ヲ適用セザル文官ニ關スル件中改正ノ件 (七月十五日公布勅令第四百八十三號)
- ◇ 傷兵保護院官制を廢止し新たに軍事保護院官制が制定せられたるのに伴つて制定又は改正されたものである。
- ◇ 順府縣衛生職員制中改正ノ件 (七月十五日公布勅令第四百八十四號)
- ◇ 陸軍戰車學校ニ於ケル生徒教育ニ關スル件 (七月十五日公布勅令第四百八十五號)

技術將校タルベキ陸軍各兵科將校ノ補充及現役期間ノ臨時特例 (七月十五日公布勅令第四百八十六號)

輸出工務振興委員會官制 (七月二十日公布勅令第四百八十七號)

中小産業調査會官制 (七月二十日公布勅令第四百八十八號)

五 實施上特に留意すべき事項  
(一) 本週間の實施に際しては日常生活に於ける實踐と修練とを第一義とし單なる一時的の催しに墮することなく永續性を持たしむる様留意すること。

(二) 各道府縣市町村等に於ては地方の實情に即し具體的細目の實施計畫を樹立し其の實效を擧ぐるに努むること。

(三) 官公衙諸機關は本週間の趣旨を積極的に諸般の行政の上に具現するやう留意し以て率先協力の實を擧ぐることに。

(四) 青少年團、宗教團體、教化團體、經濟團體、婦人團體等各種團體は國民精神總動員中央聯盟を中軸として緊密なる連絡の下に本運動の實踐的協力をなす様努むること。

(六) 週間第一日の追悼祈願の時刻にはラヂオ放送、サイレン又は鐘等を用ひ周知方法を講ずること。

第 七 十 九 號
週 報
八月二十三日發行
☆ 眠はぶ防共の空
☆ 騎兵部隊の水馬演習
☆ 秋に雲子を想ひ
☆ 夫にみのりを答ふ
☆ 北歐モンペ部隊
☆ 南の海洋調査船
☆ 海外通信
☆ 御階者を呼ぶまで
☆ 疫病の巻

編輯部情報閣内定 十價

南洋群島地方待遇職員令 (七月二十日勅令第四百八十九號)  
南洋群島に於ける行政事務の増加に伴ひ南洋艦に新たに地方待遇職員たる地方書記及び地方技手を置くこととしたものである。

陸軍軍人俸給臨時特例改正ノ件 (七月二十日勅令第四百九十號)  
従前の陸軍軍人俸給臨時特例に於ては中佐又は少佐の俸給の臨時特例を設けられてゐたのであるが、今回之を改正して佐官又は大尉の俸給及び准士官又は下士官から將校に任ぜられた者で下士官に任ぜられた後勤職十二年(憲兵科の者は憲兵上等兵であつた期間の二分の一を加算して勤続年数を定める)を超過したものの年功加俸に付き陸軍給與令に對する當分の間の特例を設けたもので八月一日から施行せられた。

陸軍航空技術研究所令中改正ノ件 (七月二十九日勅令第四百九十九號)  
陸軍航空技術研究所に支所を設けることとしたもので八月一日から施行せられた。  
陸軍航空隊令中改正ノ件 (七月二十九日勅令第五百零二號)  
陸軍航空隊に總務課、第一課、第二課及び第三課を置くこととし一課増設したもので八月一日から施行せられた。  
陸軍航空士官學校令中改正ノ件 (七月二十九日勅令第五百零三號)  
陸軍航空士官學校に於ける教育隊を廢止して新たに生徒隊及び學生隊を設けることとしたもので八月一日から施行せられた。  
陸軍氣象部令中改正ノ件 (七月二十九日勅令第五百零四號)  
陸軍氣象部に總務課、第一課及び第二課を新設し、又同部に於ては幹部候補生に對する教育をも實施することとしたもので八月一日から施行せられた。  
海軍火藥廠令中改正ノ件 (七月二十九日勅令第五百零五號)  
海軍火藥廠に總務部及び支廠を新設し之に伴ふ所定の改正を加へたもので八月一日から施行せられた。  
文部省内閣時職員設置制中改正ノ件 (七月二十九日勅令第五百零六號)  
高等官等補給令中改正ノ件 (七月二十九日勅令第五百零七號)  
臨時工業技術員養成施設擴張に伴ふ事務増加の爲め事務官等の増員を行つた外、宗教團體法施行準備に關する事務に従事するため書記官一人、事務官一人等の増員並びに宗教の教養、儀式等の調査研究及び宗教團體の指導に當るべき文部省事務官及び宗教官補の新設を規定し尙ほこれに伴ひ文部省事務官の官等俸給を定めたものである。

昭和三十四年法律第六十五號工業組合法中改正法律を昭和十四年八月一日より施行することとし、これに伴ひ工業組合法第三十三條第二項の規定に基づき小工業者の範圍を規定したものである。

支那事變從軍記章令 (七月二十七日勅令第四百九十六號)  
支那事變記念の表章として特に從軍記章を設け、支那事變につき從軍し又は軍事に關し功績ある者に對し之を授與することとしたものである。  
國民體力準備會官制 (七月二十八日勅令第四百九十七號)  
國民保健に關する各般の事項を綜合的に審議せしめ以て保健對策を強化し進んで體力向上の方策を樹立實施することは現下喫緊の要務であるので、保健衛生調査會、體育運動審議會及び國民體力管理制度調査會を廢止し新たに國民體力準備會を設置し廣く國民體力に關する重要事項を調査審議せしめることとし、同委員會は會長一人(厚生大臣)及び委員四十五人以内を以て組織せられ、必要ある場合に於ては臨時委員を置くことを得ることとなつてゐる。

傷痍軍人醫療委員會官制 (七月二十八日勅令第四百九十八號)  
軍事保護院療養所中核性疾患に罹れる傷痍軍人の療養を行ふ療養所は二十五箇所の多きに上り其の醫療の萬全を期するため厚生大臣の監督に屬する傷痍軍人醫療委員會を設置し醫療に關する事項を調査審議せしめることとしたもので、同委員會は會長一人(軍事保護院總裁)及び委員二十八人以内を以て組織せられ、特別の事項を調査審議する爲め必要あるときは臨時委員を置くことを得ることとなつてゐる。

臨時拓務省三拓殖調査部ヲ設置スルノ件 (七月二十九日勅令第五百零六號)  
移民及び海外拓殖事業の指導獎勵に關する事項の調査及び企畫を掌らしめるため臨時拓務省に拓殖調査部を設置したもので、部長(拓務省の勅任官の中から之に充てる)、書記官、事務官、技師、風、技手、通譯生等の職員が置かれてゐる。

朝鮮總督府通信官官制中改正ノ件 (七月二十九日勅令第五百零七號)  
南洋廳官制中改正ノ件 (七月二十九日勅令第五百零八號)  
昭和十三年法律第七十二號商法中改正法律、商法中改正法律施行法、有限會社法、昭和十四年法律第十三號公證人法中改正法律、同年法律第三十七號裁判所構成法中改正法律、同年法律第四十五號登録稅法中改正法律、同年法律第六十八號商法ヲ引用スル條文ノ整理ニ關スル法律及同年法律第七十九號非訟事件手續法中改正法律施行期日ノ件 (七月二十九日勅令第五百一十號)  
商法中改正法律施行法及有限會社法ヲ總本ニ施行スルノ件 (七月二十九日勅令第五百一十一號)

右件名に掲げられた昭和十三年法律第七十二號商法中改正法律外七法律の施行期日を孰れも昭和十五年一月一日と定め、同時に此の中商法中改正法律施行法及び有限會社法を内地同様昭和十五年一月一日より擴大にも施行することとせられたものである。  
鑛山監督局官制中改正ノ件 (七月三十一日勅令第五百一十二號)  
鑛物の増産計畫及び之に伴ふ鑛山監督局の整備充實の爲め勅任局長の定員を増し、書記官及び技師等の増員並びに理事官の新設を規定したものである。



文部省編纂

國體の本義

我が國體を明確にし國民精神を涵養振作すべき刻下の急務に鑑み編纂したる國民必讀の書

國體の本義解説叢書

「國體の本義」の内容を解説敷衍する目的を以て編纂し各篇夫々斯學の權威者に委嘱し執筆を煩はしたものである

教養叢書

第一輯 教育刷新と教學局 自然の觀方 春日潛の教學 支那抗日運動の思想的背景 歐洲最近の政治動向 現代の科學 定價五十五錢 送料共

第二輯 學問的方法 佛敎の全體性原理 萬葉學 先哲の苦心に就いて 天地の大道と親心 知恩報德 思想國防 定價四十五錢 送料共

第三輯 一貫主義 鐵と文明 隨處眞の説 日獨文化交流史の回顧 農村教育の基調 定價五十錢 送料内地十錢

第四輯 日本文化の責任 日本敎養と反省 中觀思想と日本文化 政治と教育 我が國敎養の進むべき道に就いての考察 定價四十五錢 送料六錢

第五輯 日本哲學の先蹤 國史より見たる國民性 現代生活禪堂の意義 近世復古思想 時局と産業人 定價四十五錢 送料六錢

特輯第一編 日本文藝の様式 國家存在の哲學的理論 我が國民經濟の特質 徳性としての科學 事變と自然科學 定價九十錢 送料内地十錢

特輯第二編 我が國の資源に就いて 自然科學者の態度 財政經濟より觀たる支那 支那の支那 二敎の交渉 國家倫理の原理 定價五十五錢 送料六錢

日本諸學振興委員會研究報告

教育學、哲學、國語國文學、歷史學、經濟學及哲學の各學會に於ける研究發表及講演を夫々學會別に篇を別ち編纂したる書

第一編 教育學 定價八十五錢 送料共

第二編 哲學 定價一十四錢 送料内地十錢

第三編 國語國文學 定價九十四錢 送料内地十錢

第四編 歷史學 定價六十五錢 送料内地十錢

第五編 經濟學 定價五十五錢 送料九錢

特輯第一編 哲學 定價五十五錢 送料九錢

特輯第二編 哲學 定價五十五錢 送料九錢

特輯第三編 哲學 定價五十五錢 送料九錢

特輯第四編 哲學 定價五十五錢 送料九錢

特輯第五編 哲學 定價五十五錢 送料九錢

特輯第六編 哲學 定價五十五錢 送料九錢

特輯第七編 哲學 定價五十五錢 送料九錢

特輯第八編 哲學 定價五十五錢 送料九錢

青年學校教授及訓練要目(職業科) 定價六十五錢 送料内地十錢

青年學校關係法令追録 定價二十錢 送料共

露光量違いにより重複撮影

販賣所

開國各

地各

刷地

局官主

直販要

所賣書

發行所

東京

市內

市三

町一

大印

手局

九三〇〇

〇〇

〇〇

〇〇

〇〇

〇〇

〇〇

〇〇

〇〇

〇〇

〇〇

〇〇

〇〇

〇〇

〇〇

〇〇

〇〇

〇〇

〇〇

〇〇

〇〇

〇〇

〇〇

〇〇

〇〇

〇〇

〇〇

〇〇

〇〇

〇〇



# 支那事貯蓄債券

一枚十円

一等割増金 千五百円

券出期間 九月十五日 至 三十日 止



大藏省 日本勧業銀行

## 文部省編纂

### 國體の本義

我が國體を明瞭にし國民精神を涵養振作すべき刻下の急務に鑑み編纂したる國民必讀の書  
 國體の本義の內容を要約して國民精神を涵養振作すべき刻下の急務に鑑み編纂したる國民必讀の書  
 國體の本義の內容を要約して國民精神を涵養振作すべき刻下の急務に鑑み編纂したる國民必讀の書

### 國體の本義解説叢書

明治以後詭説紛紜日本の儒教我が國體と神道我が風土國民性と文學我が國體に於ける和と弊國の精神帝國憲法と國民の監督日本の美術

### 教養書

- 第一編 國體の本義 定價五十五錢
- 第二編 國體の本義 定價五十五錢
- 第三編 國體の本義 定價五十五錢
- 第四編 國體の本義 定價五十五錢
- 第五編 國體の本義 定價五十五錢

### 日本諸學振興委員會研究報告

- 第一編 教育學 定價八十五錢
- 第二編 國語國文學 定價九十五錢
- 第三編 歴史學 定價九十五錢
- 第四編 經濟學 定價九十五錢
- 第五編 哲學 定價九十五錢

### 孝子德行錄

定價三十錢

### 學校體操教授要目

定價十五錢

### 青年學校教授及訓練要目(職業科)

定價六十五錢

青年學校關係法令追録 定價二十錢

發行所 東京 丸の内 郵便局 支店 東京 丸の内 郵便局 支店 東京 丸の内 郵便局 支店

露光量違いにより重複撮影



編輯部報情閣内

# 週報

號日十三月八

獨ソ關係の變遷

朝鮮の産業開發計畫  
時局と水産業  
事變下の府縣會議員選舉

第一五〇號

昭和十四年八月二十日發

郵務特認可 (毎週一回水曜日發行)

五錢

週報

昭和十四年八月二十日發

郵務特認可 (毎週一回水曜日發行)

内閣印刷局印刷發行

支那事變國債

郵便局發賣

大藏省

八月廿二日より九月一日まで

四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百

(判LA51格規定國はさ大の書本)